

第9回余市町民自治推進委員会

令和3年10月1日開催

1. 開会 午後6時10分

2. 検討

・答申書素案について

委員長：1ページごとに御議論いただきますが、御議論いただく前に事務局の方で説明しておくことがあれば、御説明いただいて、そのあと協議するというように考えています。

委員長：前書きです。こちらは完全度5割ぐらいかもしれませんが、全体の、条例制定の流れと町議会の特別委員会での種々の御指摘を踏まえたということです。もう一つは、令和2年1月に、自治基本条例に対する町民アンケート調査を行って、後のほうに資料としてつけていますが、「つくっただけの条例にならないように、町がリーダーシップをとってください」という、自由意見がありました。つくるときは全力投球で作りますが、その後のフォローアップだとか、実際、自治体の政策がちよっとそういうマッチしているかどうかという点が、どうも、全国的な傾向ですけども。この町民の方の御指摘、非常に大事だというふうに考えました。御意見あれば、お伺いいたします。

委員長：2ページの前文のところです。委員会指摘事項一人ひとり、私も一人は漢字で、次はひらがなと思っていたのですが、広辞苑では、両方とも漢字となっています。

3ページ 意見なし 了承

委員長：4ページ。大きくは「町」と「余市町」です。定義しているから「町」でいいのではないかとの委員会での御指摘がありまして、そのように言えるのですが、あえてここは使い分けしていると考えましたので、この表現となっています。余市町という、いろんな地方公共団体っていう、広い概念で、町民と行動すべき町といったときには、行政にフォーカスして表現していると考えざるを得ないと現状の情報で結論付けました。皆様いかがでしょうか。御意見ございますか。

委員：意見なし 了承

5ページ 意見なし 了承

委員長:6ページです。「等」をつけることによって、際限なく広がるおそれがあるという、御指摘です。「等」の前に重要な政策、計画等とあります。一般的には、この等の中に入るのは、重要な政策、計画、政策あるいは重要な計画と並ぶような、レベルのものというのが一般的な解釈です。例示を挙げなければ、際限なく広がるおそれがありますが、重要な政策、計画等と二つ挙げていますから、普通の感覚からいうと際限なくなるということではない。いかがでしょうか。

委員:意見なし了承

7ページ

事務局:委員から、提言の中の「第11条第4項の審議に関する情報を」の後に「積極的」という文言を入れたほうが良いのではないかと御意見がございまして、追加しております。

追加の理由としては、審議に関する情報、単に公開じゃなくて、積極的に公開する、積極的という文言を入れることにより開かれた議会を意識した行動を取ることにつながると考えるという御意見がございました。

委員長:単に、情報公開よりは積極的公開のほうが文章もしまりますね。

委員:了承

8・9ページ 意見なし 了承

委員長:10ページです。私は子供と外国人がちょっと、足りないかなと思っています、子供の権利ですね。どうでしょうか。ここは場合によっては、皆さん方がもう1回、持ち帰って考えたときに、もう少し言っておきたいな、というところがもしかしたらあるかもしれませんが、引き続き、御検討をお願いいたします。

委員長:11ページです。コミュニティーの定義については、町のコンメンタールで書いていますが、それはあくまで、行政の解釈であって、条例を制定した議会の意思と

は少し離れているので、やはり条例の中で書いた方がよいのではないかと思います。

委員：意見なし 了承

12ページ・13ページ 意見なし 了承

14ページ

事務局：前回、第8回の委員会において「意見交換の場を公開すること」を追記出来ないかという意見があり、その内容について、検討内容に追記してくださいという御指摘がございました。

御意見につきましては、提言として、「意見交換の内容、公開幅広く参加できる仕組みを検討する必要があると考えます」と入れさせていただきましたので、御検討いただければと思います。

委員：意見なし了承

15ページ：意見なし了承

委員長：16ページでしょうか。

委員：有権者の50分の1以上、とあるが、連署と入れた方がいいのではないか。

委員長：50分の1以上の連署としますか。

委員：了承

17ページ 意見なし 了承

委員長：18ページの「委員会」と「会議」ですが、決定打はない、決定打がなければ、変える、積極的な理由はない、ですね。

委員：意見なし 了承

委員長：19ページです。町民アンケート調査結果を付けていますが、調査結果をデータで出すだけでよろしいでしょうか。また、このことについて委員会として何か意見や感想を述べる必要があるのかどうかですが、いかがでしょうか。アンケートは、条例の内容について聞いているわけではないですが。

委員：Q2の「基本条例を知っているか」というところで、ほとんどの人が知らないという結果になっています。委員会としても、コメントしたほうが、いいのかなという気はします。多くの人が知らないのであれば、それはどこかに問題がある。それをどの様に周知していくかということについて、町側にお考えいただきたいという、コメントはあってもいいのかなという気がします。

委員長：前書きに入れることは可能ですよね。あと、1、総則の、1条の目的とか、その辺で入るのか、いずれとも今の御指摘、重要だと思いますので、御検討させていただきます。

委員長：21ページです。この中で、議論していく中で、何かそのヒントっていうか、宝物っていうか、ひょっとしたらあるのかもしれない。いろいろな御意見ありますね。21ページは町民の生の声ですよね。これをお読みになって、委員会の答申書の中に使うべき、我々としても、応答すべきだという部分があれば、御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

委員：了承

委員長：22ページです。答申書のタイトルです。開催状況のところは、第9回で、「提言書作成」と書いていますが、タイトルについてはこれから議論として残ります。

委員：答申になるのではないですか。

委員長：諮問するということでしたら答申です。形式的には諮問に対する答申です。提言書だけではだめですね。もし、何に対する提言って書いてあれば副題で、何々に対する答申ということになります。検討していきましょう。

委員：10ページの、第5章のまちづくり、子育て及び教育の推進ということに関わることが書かれています。自分の意見なのですけれども、ほかの町では、子供の権利が書かれているところもあるので不十分じゃないかというふうにとまどめています。子供たちが参加する、意見を出せるという、そのような町にしたらいいいと思います。なので、例えば第8条の町民参加にうまく入れることができないか。と言った。中学生、高校生も、町に対して意見を出せる。そういう思いです。10ページでは、参加する権利を担保すべきだったのではないか。とあるが、その後どう続けるか。子供が、町に対する思いを、自分たちの意見を出せるような話、それはいいのですが、その手順まで書くのか。ということがあります。

委員長：委員会の答申とね、どこまで書くのかってということがあるので、あとは今、参加等ですね、第8条、今の御意見というのは委員会指摘事項の、第19条の意見として、町のほうで分けしたのですかね。

委員：第8条の町民はどこまで含まれるかというのは、子供から老人まで全てが町民であると概念としては含まれるわけです。そういうよりは、子供の部分にスポットライトスポットを当ててね、具体性を持ってその辺はもっとやったほうがいいんじゃないかと思う。

委員：ニセコの実際、子供会とか、あんまり小さく言ってない。たしか10歳以上だったと思う。例えば、小中等、児童会生徒会があります。子供たちの世界で選ばれた人、そういう人が代表としてもいいだろうし、広くみんなが参加しているだろうし、色々あると思います。

委員長：いずれにしても答申へ入れるのならば、文言化して事務局へ提出していただきたい。外国人もそうです。そこも一緒に文言化していただきたいと思います。

閉会 午後7時25分